我孫子市立湖北台西小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童 生徒の立場に立って行うものとする。

(平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果)

(2) 指導方針

- ①いじめは絶対に許さないという断固とした風土の醸成。
- ②児童個々の自己肯定感,有用感を高め、自他の差異を認める人格形成。
- ③いじめの早期発見の手だての確立と日常的な実施。
- ④早期解決の為, 学校・家庭・地域・関係機関との密接な協力関係の構築。
- ⑤当該児童・保護者の指導及び心理ケア等事後指導と再発防止の徹底。

2 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校 の実情に応じ、当該学校に おけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を 定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針 第13条)

(1)いじめの未然防止のための具体的な取組

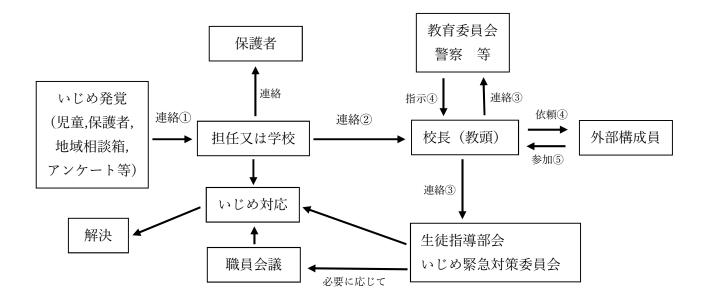
- ①「心」を育てる教育活動の充実
 - ・道徳をメインとして,すべての教科において「命の大切さ」「他者との差異を認める」「人間としての誇り」等について,繰り返し指導する。
 - ・挨拶の徹底「はい」「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」が言える子の育成の推進。
 - ・「靴を揃える」整然とした美しい環境をつくる心の教育の推進。
 - ・学校行事, 児童会活動, 総合的な学習, 生活科, 幼保小連携, 小中交流等を通し, 自己肯定感, 有用感を育て, 「誇り」を持たせることにより, 他者を認め, その差異を認める心, 弱者をいたわる心を育む。
 - ・適切な情報機器の活用方法を指導し、情報モラルの向上を図る。
- ②いじめは絶対に許さないという断固とした風土の醸成
 - ・全校集会や学級指導等で、「いじめをしてはいけない」ことの指導を行う。
 - ・法教育の視点から、人権問題と捉え、法的知識を身に付ける。
- ③相談しやすい環境づくりと悩み相談ホットラインの周知
 - ・教育相談期間の設定、相談箱の設置、利用しやすい相談室の環境作りを行う。
 - ・担任以外にも、相談できる教職員の存在を知らせる。(教頭、養護教諭、スクールカウンセラー等)

- ○悩み相談ホットライン 04-7188-7867(我孫子市教育相談センター)
- ·こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556(千葉県)
- #いのち SOS0120-061-338(厚生労働省)
- ・よりそいホットライン 0120-279-338(厚生労働省)
- ④保護者・地域への啓発及び協力体制構築の方策
 - ・学校で実施している教育活動及び目標・意義の積極的発信を行う。(学校便りやHP)
- ⑤学校行事,教育活動の発信と,地域の意見・情報の吸い上げの手だて作り
 - ・地域懇談会等の実施を計画し、学校として、教育活動で目指す児童の姿や、地域での児童の様子の 把握等情報収集の場とする。

(2)いじめの早期発見のための措置

- ①日常の観察と情報共有として、全教職員が児童を見守り、日常的に観察していくことにより、児童の 微細な変化に気づけるようにする。気になった点については、内容に応じ、学年職員、学年主任、教務 主任、教頭、校長に報告し、速やかな対応に当たる。また、報告事案については、終礼で全教職員で情報共有し、緊急を要する場合は、臨時に生徒指導部会、いじめ防止対策委員会を招集して対応する。
- ②学級経営を充実させる。学校で児童が生活する場の大半は学級である。その学級集団の中で児童は学び、様々な経験をし、成長していく。学級という集団の中で、所属感、自己有用感、が持てることが、いじめの発生を抑制し、また、速やかに情報が担任に伝わる自浄作用を持った集団となる。従って、学級経営の充実は非常に重要な要素である。
- ③学校生活において,時間の厳守,姿勢,返事等,学習規律を確立する。仲間の意見を聞く,聞いてくれるから安心して意見が言える・・・そんな学級づくりを目指す。
- ④学校生活アンケート・いじめアンケートの実施
 - ・定期(学校生活アンケート・・・年間1回)(いじめアンケート・・・・各学期1回,年間3回)
 - ・臨時(学級,学年,部活等の状況に応じて)
- ⑤日常的相談活動の実施及び教育相談期間の設定
 - ・定期(いじめアンケートを基にした面談・・・各学期1回)
 - ·Q-U 検査を学級経営に生かす。
- ⑥三者面談等の実施による密接な情報交換
 - ・連絡帳,電話,家庭訪問など,児童の様子について,情報交換を実施する。
- ⑦ネットパトロールの実施(児童・保護者からの情報と管理職によるネット監視)
 - ・児童,保護者,地域からの情報により,ネット上の書き込み等をチェックする。
 - ・定期的に管理職等により、掲示板等のネットパトロールを実施する。
- ⑧調査結果の分析
 - ・アンケートについては、速やかに分析を行い、該当児童の特定に努め、面談等の対応を行う。
 - ・分析した調査結果については確実に管理職に報告し、職員会議等で情報の共有を図る
- (3)いじめの発見・通報を受けたときの対応や校内連携の在り方

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。(いじめ防止対策推進法第23条第2項)



◎職員の体制

- ①学期1回の生徒指導部会(いじめ防止対策委員会を含む)
 - ・年間計画に基づいた目標について成果と課題を明確にし、翌月の活動に生かす。
 - ・各学年の児童の状況について情報交換を行い,問題の把握,対応について確認を行う。

<構成員>

校長,教頭,教務,生徒指導主任,生徒指導部職員,特別支援コーディネーター 養護教諭,心の相談員

- ②いじめ発生時の組織招集(いじめ防止緊急対策委員会)
- ・問題が発生したときはその場で適切な対応をすると共に,校長の指示を受け,教頭が招集する。
- ・内容が「いじめ」である場合は、「いじめ緊急対策委員会」として対応に当たる。

<構成員>

校長,教頭,教務,生徒指導主任,生徒指導部職員,特別支援コーディネーター 養護教諭,心の相談員

- ※外部構成員の必要性を校長が判断した場合は、発生事案により以下の外部構成員を招集する。
- (PTA会長, 我孫子警察, 教育研究所長, 自治会長, 民生・児童委員, 守ろう隊会長, 教育相談員, 弁護士 他必要と考えられる要員)
- ◎対応の流れ(発見~報告~事後指導~再発防止策まで)
 - ①報告を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。 (報告児童面談→関係児童面談)
 - ②管理職へ報告
 - ③被害児童の安全を図るために隔離の必要がある場合は,別室での学習の保証等,保護者と連絡を取りながら,適切な措置を行う。
 - ④情報の詳細・学校の対応について被害児童保護者に面談し,提供する。

(4)生徒指導·教育相談体制

- ①生徒指導部会(いじめ防止対策委員会を含む)の充実
 - ・毎週金曜日を定例会とし、各学年の情報交換を行う。
 - ・共通理解、共通歩調で指導を行う体制を確立し、職員会議において、全校で確認を行う。
- ②家庭・地域・関係機関との連携
 - ・担任や友達に相談できないケース等については連絡帳をはじめ, 日頃から電話, 家庭訪問等, 緊密な連携を図っておくことにより情報収集が可能になる。
 - ・学校外で発覚する事案も少なくない。すぐに情報が学校に寄せられるように,学校だより,HP等で情報発信し,協力を呼びかける。
 - ・必要に応じて,子供相談課,教育研究所,交番,生活安全課等への情報共有を図る。

(5)年間指導計画

	定例会議	交流関係	その他	
4月	生徒指導部会 職員会議	入学おめでとう集会		
5月	職員会議	運動会		
		エンジョイタイム(ペア学年交流)		
6月	職員会議	エンジョイタイム(全校レク)	Q-U 検査 いじめアンケート	
7月	職員会議		教育相談 個人面談	
8月	職員会議		特別支援研修	
9月	生徒指導部会 職員会議	エンジョイタイム(ペア学年交流)		
10月	職員会議	エンジョイタイム(全校レク)		
11月	職員会議	校内音楽発表会	Q-U 検査 いじめアンケート	
12月	生徒指導部会 職員会議	持久走大会	教育相談	
1月	職員会議	エンジョイタイム(ペア学年交流)		
2月	職員会議	卒業を祝う会	いのち・こころ・からだの学習	
			いじめアンケート	
3月	生徒指導部会 職員会議		教育相談	

(6)校内研修

- ①教職員の資質の向上
- ・教職員が率先して適切な言葉を使い、児童から暴力・暴言が出ない環境作りに努める。
- ・担任を含め、全教職員がソーシャルスキルトレーニング研修を実施し、適宜児童に対してトレーニングが行えるようにする。
- ・外部講師を招聘し、研修を行う。
- 3 重大事態への対応

【重大事態】とは

①生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間,学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
 - ・学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても,重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

(1)対応の流れ

いじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関等と連携して指導する。

(2)調査主体について

重大事態が発生した場合、そのいじめ事案の調査主体の判断は、教育委員会が行う。

(3)調査を行うための組織について

教育委員会は、調査を行う際、そのいじめの事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査部を、対策委員会の中に設けることができる。

4 いじめ防止に関わる道徳で取り扱う題材

価値	1年	2年	3年	4年	5年	6年
生命の尊さ	・ハムスターの あ	・たんじょう日	・ヌチヌグスージ	・わたしの見つけ	・お母さんへの手	・ある犬のおはなし
	かちゃん	・ぼく	(いのちのまつり)	た小さな幸せ	紙	・たった一つの命
	・どきどきどっき	・ゆきひょうのラ	・いただいたいの	・バルバオの木	・コースチャぼう	だから
	んぐ	イナ	ち	・がんばれ、ぼく	やを救え	・東京大空襲の中で
	・おたんじょうび		・おじいちゃん,お	のからだ!	・クマのあたりま	
	カード		ばあちゃん, 見		え	
			ていてね			
友情·信頼	・こころはっぱ	・ともだちやもん	・いいち、にいっ、	・ぼくらだってオ	・心のレシーブ	・ばかじゃん!
	・二わのことり	な, ぼくら	いいち, にいっ	ーケストラ	・泣いた赤鬼	・言葉のおくりも
		・森のともだち	・なかよしだから	・大きな絵はがき		Ø
公正,公平,	・みんないっしょ	・大すきな フル	・みさきさんのえ	・となりのせき	・どうすればいい	・あなたはどう考
社会正義		ーツポンチ	がお		んだ	える?
親切,思いや	・はしのうえのお	・くまくんのたか	・やさしい人大さ	・なにかお手つだ	・最後のおくり物	・みんないっしょ
()	おかみ	らもの	くせん	いできることは	・くずれ落ちただ	だよー黒柳徹子
	・はなばあちゃん	・ぐみの木と小と	・一さつのおくり	ありますか?	んボール箱	・心に通じた「どう
	がわらった	ij	もの	・ポロといっしょ		ぞ」のひとこと
	・ぼくのはなさい	・学きゅうえんのさ	・六ベえじいとち			
	たけど	つまいも	ょ			